

平成 24 年 12 月 19 日

各所属長様

政策企画室長

「オープン市役所（究極の情報公開）」の検証結果について（通知）

標題について、本市では、平成 24 年 1 月 24 日から、究極の情報公開として、市政運営の透明性を確保し、市民の市政参加を促進することにより、市民本位の開かれた市政を実現するため、「オープン市役所（究極の情報公開）」の取組みを進めています。

各所属におかれましては、取組みの一環として、「施策プロセスの見える化」について、「施策プロセスの見える化（施策カルテ）」のモデル試行を実施していただくとともに、「庁内会議（会議要旨・会議資料）のオープン化」にもご尽力いただいているところです。

今般、次のとおり、これまでの状況を検証するとともに、その結果についてとりまとめましたのでお送りさせていただきます。

また、検証結果を踏まえ、継続的かつ速やかな更新に、今後ともより一層努めていただきますよう、お願いいたします。

記

1 施策プロセスの見える化（施策カルテ）について

(1) 検証方法

ア 平成 24 年 7 月 2 日（政策企画室については平成 24 年 4 月 25 日、以下「試行開始日という。）から、大阪市全体でモデル試行を実施している施策プロセスの見える化（施策カルテ）に関して、51 所属（63 施策）の施策カルテの更新状況を検証した。

イ 施策カルテの「どこまで進んでいるか？」欄に掲載されている「打合せの実施状況」、「会議の実施状況」などのうち、直近の日付のもの（以下「直近日」という。）を確認した。

(2) 検証時期

平成 24 年 12 月 12 日（水）現在

(3) 検証結果

ア 「どこまで進んでいるか？」欄について（別紙 1 参照）

51 所属 63 施策のうち、

- ・ 8 所属 8 施策（12.7%）について掲載がなかった。
- ・ 23 所属 26 施策（41.3%）について、直近日が試行開始日以前であった。

（ただし、施策として完了していると思われる 3 施策を含む。）

- ・25 所属 29 施策（46.0%）について、直近日が試行開始日以降であった。
※所属数については、複数の施策を掲載している所属があるため、一致しない。

イ 掲載のない施策及び直近日が試行開始日以前である施策について

掲載のない施策については、施策の開始又は試行開始日以降、打合せや会議が開催されていない、もしくは開催されていたとしても施策カルテの更新がなされていないと推測されます。

前者に該当するのであれば、各所属もしくは施策に関して個別の事情があるものと存じますが、施策の進捗について何らかの課題がある場合は、その旨（現在の状況等）を掲載（公表）していただく必要があります。後者に該当するのであれば、施策の進捗に応じて、継続的かつ速やかに施策カルテの更新を行っていただく必要があります。

ウ 直近日が試行開始日以降である施策について

今後とも、施策の進捗に応じて、継続的かつ速やかに施策カルテの更新を行ってください。

また、直近日から相当期間が空いている施策については、これまでの間の施策の進捗の有無、掲載もれの有無についてもご確認ください。

(4) 検証結果を踏まえて

ア 施策カルテ作成・更新のメリット

施策カルテを作成・更新することにより、積極的な情報公開が推進されるだけでなく、当該施策がどのようなきっかけで、また、どのようなプロセスを経て意思形成がなされたのかについて、自ずと整理することができ、事後の検証が容易になるというメリットがあります。

イ 継続的かつ速やかな更新

各所属におかれては、施策の進捗に応じて、継続的かつ速やかに施策カルテの更新を行い、最新の状態の保持に努めていただきますようお願いいたします。

とりわけ、別紙1の更新状況欄に「△」もしくは「×」が入力されている施策を所管する所属におかれては、施策の進捗について、これまでの状況もご確認のうえ、施策の進捗がありましたら、速やかに施策カルテに反映していただきますようお願いいたします。

(5) 更新のポイント

ア 「今後の予定は？」欄について

施策の進捗管理を的確に行い、予定について随時更新してください。

イ 「どこまで進んでいるのか？」欄について

(ア) 打合せ及び会議を開催した場合、「打合せ・会議名」、「実施日」、「概要」、「打合

せ・会議の要旨及び資料」について、速やかに掲載（公表）してください。

- (イ) 打合せ・会議の要旨及び資料を掲載（公表）する際には、個人情報（特定の個人を識別することができる（類推できる場合を含む）情報）が含まれていないことを必ず確認してください。

また、掲載（公表）内容の決裁時及び掲載許可承認時には、個人情報の有無について必ず確認してください。なお、確認にあたっては、複数人チェックを徹底してください。

別添1「「オープン市役所（究極の情報公開）」ホームページにおける掲載資料の確認及び掲載する際の注意事項について（通知）」もご参照ください。

2 庁内会議のオープン化について

(1) 検証方法

平成24年1月30日から実施している庁内会議のオープン化に関して、オープン市役所ホームページへの会議要旨及び会議資料の掲載状況を検証した。

(2) 検証時期

平成24年12月12日（水）現在

(3) 検証結果

ア 会議要旨及び会議資料の掲載状況について（別紙2参照）

検証時期現在、131の庁内会議について、庁内会議のオープン化として会議要旨及び会議資料が掲載されていることを確認した。

また、庁内会議を有する所属で、検証時期現在、会議要旨及び会議資料の掲載がなされていない所属が9所属見受けられた。

※平成24年1月31日付け「庁内会議等に係る実態調査について（依頼）」による庁内会議等実態調査結果では大阪市全体で601会議

イ 掲載がなされていない所属について

掲載がなされていない所属については、「庁内会議（会議要旨・会議資料）のオープン化」ページの設置以降、庁内会議が開催されていない、もしくは開催されていたとしても会議要旨及び会議資料の掲載（公表）がなされていないと推測されます。

しかしながら、前者について、各所属において8か月間以上、庁内会議がまったく開催されていないというのは、庁内会議の定義から考えても想定し得ないものと思われま。後者に該当するのであれば、庁内会議の開催後、速やかに会議要旨及び会議資料を掲載（公表）していただく必要があります。

ウ 掲載がなされている所属について

今後とも、庁内会議の開催後、速やかに会議要旨及び会議資料の掲載を行ってください。

また、この間、掲載がもれている庁内会議の有無についてもご確認ください。

(4) 検証結果を踏まえて

ア 庁内会議のオープン化のメリット

施策カルテと同様、庁内会議の会議要旨及び会議資料を掲載（公表）することにより、積極的な情報公開が推進されるだけでなく、個々の庁内会議でどのような案件を議論し、また、どのようなプロセスを経て意思形成がなされたのかについて、自ずと整理することができ、事後の検証が容易になるというメリットがある他、議論の経過について、庁内会議のオープン化ページを閲覧するだけで振り返ることが可能になります。

イ 継続的かつ速やかな更新

各所属におかれては、庁内会議の開催後、速やかに会議要旨を作成し、会議資料とともに庁内会議のオープン化に努めていただきますようお願いいたします。

また、継続的に開催される庁内会議についても、開催の都度、会議要旨及び会議資料を掲載（公表）してください。

上記 2 (3) アに該当する 9 所属におかれては、平成 24 年 4 月 1 日以降の庁内会議の開催の有無についてご確認いただき、開催されている庁内会議があれば速やかに掲載（公表）していただきますようお願いいたします。

(5) 庁内会議を開催するにあたっては

庁内会議を開催するにあたっては、平成 24 年 1 月 24 日付け情報公開室長名による通知文「庁内会議のオープン化について（通知）」（別添資料 2 参照）により、「**庁内会議を開催する場合には原則として開催の 3 日前までに公開制度等担当（aa0017@city.osaka.lg.jp）及び報道担当（aa0016@city.osaka.lg.jp）の両担当へメールにより報告すること**」とさせていただいておりますので、ご注意ください。

3 最後に

「オープン市役所（究極の情報公開）」は、本市の施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」する新しい取り組みです。

各所属におかれては、オープン市役所の取り組みの趣旨を汲んでいただいて、今後とも、ご理解・ご協力をたまわりますよう、お願いいたします。

[担当及び問合せ先]

政策企画室市民情報部公開制度等担当 新谷
電話：06-6208-9825